経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

(設置)

第1条　森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条　委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1)　民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。

(2)　その他審査に必要な事項

(委員)

第3条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　農林水産部長

(2)　森林政策課長

(3)　森林政策課職員

(4)　島根県東部農林水産振興センター出雲事務所職員

(5)　一般社団法人島根県森林協会森林経営推進センター職員

2　委員の定数は、5人以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条　委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部長をもって充て、副委員長は森林政策課長をもって充てる。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3　会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(書面による議決)

第6条　委員長は、特に必要があると認めるときは、議事の概要を記載した書面を委員に回付してその意見を徴し、又は要否を問い、その結果をもって委員会の決議に代えることがで

きる。この場合において、前条第3項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

（委員以外の出席）

第7条　委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、森林政策課において処理する。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則

この要綱は、令和8年11月1日から施行する。